

◎新潟県告示第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年1月26日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市三本木1丁目28番3の内、 248番2の内	5.90	27.41
28番3の内	転回広場	15.62 平方メートル